ご案内

東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）を策定しました

「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」を策定しました。本整備方針では、今後10年間（2016～2025年度）で優先的に整備すべき路線（優先整備路線）のほか、線形・幅員等、計画の方向性を検討する路線（計画内容再検討路線）や、新たに検討する都市計画道路等についても示しています。また、都市計画法第53条に基づく都市計画道路区域内における建築制限について、新たな緩和基準も示しています。

整備方針は、都市政策課（市庁舎8階）、都民情報ルーム（都庁第一庁舎3階）でご覧いただけます（東京都都市整備局ホームページでダウンロードも可）。

問都市政策課☎724・4248 FAX050・3161・5502、東京都都市整備局都市基盤部街路計画課☎03・5388・3379

軽自動車税の税率変更及び納税通知書の発送について

税制改正に伴い、今年度から軽自動車税の税率が変更になり、車両の種別や登録年数に応じて、増額になるものがあります。

詳細は、5月11日に発送する「平成28年度軽自動車税納税通知書」に同封する「軽自動車税の税率変更のお知らせ」、または町田市ホームページをご覧下さい。

納税通知書がお手元に届きましたら、5月31日までに納付をお願いします。

問市民税課☎724・2113 FAX050・3085・6084

固定資産税・都市計画税 納税通知書を発送します

2016年度の納税通知書を5月2日に発送します。5月12日までに届かない場合はご連絡下さい。なお、第1期の納期限は5月31日です。

問資産税課☎724・2530 FAX050・3085・6094

利用者を募集します 盲導犬・介助犬・聴導犬

盲導犬・介助犬・聴導犬の利用を希望する方は、5月10日までに、お住まいの地域の障がい者支援センターへお問い合わせ下さい。

対都内在住の18歳以上で次の要件を満たす方　盲導犬＝視覚障がい1級の方、介助犬＝肢体不自由1・2級の方、聴導犬＝聴覚障がい2級の方

○盲導犬…視覚に障がいのある方を、安全・快適に誘導する犬のことです。

○介助犬…身体に障がいのある方に、物の運搬やドアの開閉等、日常生活での介助を行う犬のことです。

○聴導犬…聴覚に障がいのある方に、ブザーや電話の呼び出し音等を伝え、必要に応じて音が鳴る場所へ誘導する犬のことです。

問各地域の障がい者支援センター（堺☎794・8790 FAX798・2290、忠生☎794・4851 FAX794・4852、鶴川☎708・8821 FAX708・8977、町田☎709・1301 FAX709・1302、南☎706・9624 FAX706・9632）、町田市障がい福祉課☎724・2148 FAX050・3101・1653

公開している会議　傍聴のご案内

会議名	日　時	会　場	定　員	申し込み
町田市情報公開・個人情報保護運営審議会	5月9日㈪午前10時～正午	市庁舎2階会議室2-2	3人（申し込み順）	事前に電話で市政情報課（☎724・8407）へ
町田市教育委員会定例会	5月13日㈮午前10時から	市庁舎10階会議室10-3～5	／	会議当日に教育総務課（市庁舎10階、☎724・2172）で受け付け

福祉に関する身近な相談相手 5月12日は民生委員・児童委員の日 ～広げよう 地域に根ざした 思いやり

問福祉総務課☎724・2537 FAX050・3101・0928

現在、町田市では、235人の民生委員・児童委員が活動しています。市民の皆さんから福祉に関する悩みや問題を伺い、必要な支援を行っています。

【どんな支援をしているの？】

民生委員・児童委員は、市役所や児童相談所、高齢者支援センター、社会福祉協議会等の関係機関と連携して活動しています。これらの機関で行っているサービスの内容や利用方法等を分かりやすく説明し、情報を提供します。

また、高齢の方、身体が不自由な方、子育てや生活でお困りの方などから、福祉に関する心配事や悩みを伺い、関係機関の担当窓口を紹介したり、連携して問題解決のお手伝いをします。

【相談したいときは？】

民生委員・児童委員は担当区域を持って活動していますので、お気軽に電話等でご相談下さい。お住まいの地域の民生委員・児童委員を知りたい方は、福祉総務課へお問い合わせ下さい。

【PR展を実施します】

民生委員・児童委員の活動を多くの方に知っていただくため、5月9日㈪～13日㈮に、イベントスタジオ（市庁舎1階）でPR展を実施します。会場でアンケートに回答していただくと、東京都民生委員・児童委員キャラクター「ミンジー」のミニタオル・シール等を差し上げます。

※数に限りがあります。

誰もが安心して生活できる地域づくりのために

町田市民生委員児童委員協議会　代表会長

一石靖江さん

私たち民生委員・児童委員は、隣人愛をもって、地域社会の実情を把握し、自立の援助や助言、必要な福祉サービスの紹介など、地域の皆さんと同じ目線・立場に立って、ご相談に応じています。ご相談内容等は、守秘義務に基づき、外部に漏れることはありません。

今年度は一斉改選の年にあたり、来年は民生委員制度100周年を迎えます。

日々の生活の中で不安なこと、お困りごと、福祉サービス等をお探しの方は、「心のよりどころは、民生委員・児童委員」と思っていただき、お気軽にお声掛け下さい。

民生委員は「民生委員法」に基づき厚生労働大臣から委嘱され、「児童福祉法」により児童委員を兼務し、任期は3年間です。子どもの問題を専門に担当する主任児童委員も活動しています。

赤十字の活動にご協力下さい 5月は赤十字運動月間

日本赤十字社は、国内外における災害や紛争による被災者への救援活動や献血の推進など、生命と健康を守るための活動を行っています。

町内会・自治会の方が赤十字の協賛委員として皆さんのご家庭に活動資金のご協力のお願いに伺います。ご理解ご協力をお願いします。

問福祉総務課☎724・2537 FAX050・3101・0928

国民健康保険の税率等を改定しました

問保険年金課☎724・4027 FAX050・3101・5154

医療費の増加等で、国民健康保険事業が厳しい財政状況にあることから、5年ぶりに国民健康保険税（国保税）の税率等を改定しました。

【国保税の計算方法】

国保税は、医療分、後期高齢者支援金分、介護分の合計に、所得の低い世帯への軽減措置の拡充も行います。

併せて、地方税法改正による課税限度額の改定、所得の低い世帯への軽減措置の拡充も行います。

表1　2016年度からの新しい国保税率（額）

区　分	医療分		後期高齢者支援金分		介護分（40～64歳の方）	
	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
所得割額Ⓐ（所得に対し）	4.08%	4.74%	1.38%	1.62%	1.17%	1.49%
均等割額Ⓑ（1人あたり）	1万9700円	2万5000円	6800円	8500円	8400円	9500円
平等割額Ⓒ（1世帯あたり）	9000円	9000円	3000円	3000円	3000円	3000円
課税限度額	52万円	54万円	17万円	19万円	16万円	16万円

※所得割額Ⓐは、加入者それぞれの前年の総所得金額等から基礎控除33万円を引いた額に税率をかけて計算します。

※世帯単位で計算したⒶⒷⒸの合計が課税限度額を超えた場合、年税額は課税限度額の金額となります。

表2　2016年度　国保税の平等割額、均等割額軽減表

区　分	年　度	所得階層別軽減判定基準
7割軽減	2016	33万円以下（変更ありません）
5割軽減	2016	33万円＋（26万5000円×国保加入者数）以下
	2015	33万円＋（26万円×国保加入者数）以下
2割軽減	2016	33万円＋（48万円×国保加入者数）以下
	2015	33万円＋（47万円×国保加入者数）以下

※国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した後も、継続して同一の世帯に属する方がいる場合は、その人数も軽減判定基準に算入します。

※1951年1月1日以前に生まれた方で、公的年金等の受給者の方は、公的年金から15万円を限度に控除があります。

国保税の計算例（年額）

【ケース1】年金収入のみの方の世帯（65歳以上の夫婦2人世帯で、夫のみの年金収入で計算）

年金収入	年金所得	国保税		軽減
		改定前	改定後	
153万円	33万円	1万9400円	2万3700円	7割
168万円	48万円	2万7600円	3万3200円	7割
220万円	100万円	6万9000円	8万2000円	5割
262万円	142万円	11万1400円	13万2400円	2割
350万円	225万円	16万9700円	20万1100円	—

※妻の年金収入が120万円までの場合は、計算例と同額の国保税になります。

【ケース2】給与収入のみの方の世帯（40歳代の夫婦2人・子ども2人の4人世帯で、夫のみの給与収入で計算）

給与収入	給与所得	国保税		軽減
		改定前	改定後	
220万円	136万円	13万7100円	16万4700円	5割
340万円	220万円	23万4100円	28万1000円	2割
450万円	306万円	31万8600円	38万2200円	—
550万円	386万円	37万1800円	44万4900円	—
650万円	466万円	42万4700円	50万7800円	—

※妻の給与収入が65万円までの場合は、計算例と同額の国保税になります。

【国保税の軽減】

所得の低い世帯の方は、同一世帯内の所得額や被保険者数などに応じて、国保税の均等割額・平等割額が軽減されます（表2）。

【今後の予定】

7月上旬に納税通知書をお送りします。具体的な年税額が記載されていますので、ご確認下さい。

新たなごみの資源化施設（熱回収施設等）の整備運営事業が進んでいます

市では、稼動から30年以上が経った町田リサイクル文化センターに代わり、同敷地内に建設予定の新たな施設（熱回収施設、バイオガス化施設、不燃・粗大ごみ処理施設）の整備など、循環型社会の実現に向けた取り組みを市民協働で進めています。

5月2日㈪には、新たに建設する熱回収施設等の入札公告を行います。公告内容やごみの資源化施設建設に関する詳細は、町田市ホームページをご覧いただくか、お問い合わせ下さい。また、検討経過等に関する情報については「ごみ資源化施設建設ニュース」でもお知らせしています（町田市ホームページからご覧いただけます）。

問循環型施設整備課☎724・4384 FAX050・3160・5479